

各部課（かい）長

熱海市長 齊 藤 栄

令和 3 年度予算編成方針について（通達）

本市は、人口減少、高齢化、そしてインフラの老朽化といった大きな課題を抱えるなかで、熱海のさらなる発展に向け、熱海 2030 ビジョンの「観光・経済の活性化」、「教育・福祉の充実」、「仕事・くらしの変革」の 3 つの柱立てを基本としながら各種施策を展開してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、環境を激変させた。新型コロナウイルス感染症は、これまでの災害とは異なり、期間の予測がつかない、人の移動の抑制が求められるという点で、経済に大きな影響を与えている。特に観光を主産業としている熱海市の経済的影響は大きく、来年度の大幅な税収減は避けられない見通しである。

こうした中、直近では、時期によって波があるものの新型コロナウイルス感染症の拡大が少しずつ落ち着きを見せていることや、医療分野の経験値が上がってきていることなどを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への感染防止と経済社会活動の両立を図っていく」という機運が日本全体で高まりつつある。

これを踏まえ、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据えながら「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」を最優先に取り組むとともに、「新しい生活様式」にも対応していくために、限られた経営資源を必要性の高い施策に振り向けていく必要がある。

そのためには、これまでの常識的な発想や縦割りの考え方で現状を打破することは困難である。環境の変化を的確に捉え、「平時」ではなく「危機的状況」にあるという認識の下、既存の常識にとらわれない発想と横の連携により、市民生活や市内経済に支障を生じさせないことを前提として、事業の休止、延期などについて例年以上に踏み込んで取り組んでいただきたい。同時に、新型コロナウイルス感染症による危機（ピンチ）を次の成長に向けた機会（チャンス）と捉え、「新たな生活様式」の実践に必要な工夫や見直しを進められたい。

職員におかれては、創意工夫により、より一層知恵を出して資源をより効果的に活用するとともに、常に世の中の新しい動向に関心を持ちながら「新しい生活様式」の実践に資する技術等をはじめとした様々な変化を踏まえた施策に取り組まれることを期待する。

各部課長におかれては、職員の創意工夫・チャレンジ精神が常に発揮できるような環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識するなど、強いリーダーシップを発揮されたい。

記

1. 施策検討の視点

施策検討に際しては、新型コロナウイルス感染症を踏まえた課題、2. 基本方針（歳入歳出等にかかる基本的事項）とともに、以下の点を踏まえ、全職員が編成作業にあたること。

- (1) 定性、定量データを活用した現状分析のもと、市民意向等を把握し、何のために、どのような手法を用いて、何をするのかを明確にし、施策予算案を作成すること。
- (2) 先進地視察の実施結果に基づく他都市の先行事例など、本市においても効果が見込める施策については、本市の特性を考慮しつつ、施策検討を積極的に進めること。
- (3) 予算案の段階における施策実施の工程については、四半期ごとに進捗把握及び仮の効果測定が可能となるよう設計すること。
- (4) 新政策ヒアリングにおける指示事項等、ヒアリング結果に基づき、予算編成作業を進めること。

2. 基本方針

(1) 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費について、原則、令和2年度当初予算額の範囲内とし、かつ、物件費・補助費等については、純粋な経常経費（前年度予算に、隔年、臨時経費があった場合には、その部分を除く）から5%以上減額（課内全体で調整可）すること。

普通建設事業については、新規の単独事業及び継続事業であっても国庫補助金や県補助金、起債対象にならない単独事業（県営事業負担金を除く）は、公共施設等総合管理計画の個別計画に掲載されている事業及び新政策ヒアリングの対象となった事業であっても、原則、先送りとする。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、歳入見込みの状況に応じて更なる査定を行う。

(2) 歳入について

- ①市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客体、課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納等の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、収納率の向上に最大限の努力をすること。

- ②国、県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度等の発掘に努めること。なお、国庫支出金については、交付金化など、制度変更される場合、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- ③使用料、手数料等については、受益者負担の原則により、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。また、安易な減免措置について見直すこと。
- ④その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- ⑤未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- ⑥新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(3) 歳出について

- ①既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- ②経常的経費については、慣例にとらわれず、抜本的見直しを図り廃止・統合の推進を図ること。
- ③新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、ゼロベースから徹底した見直しを行い、収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- ④多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。

(4) 特別会計及び公営企業三会計について

- ①特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- ②公営企業三会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。